



島根県報

平成30年11月16日（金）

第3,058号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更（2件） （森 林 整 備 課） 2

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定の解除 （文 化 財 課） 3

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 4

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 4

告 示**島根県告示第722号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町矢原1073から1093まで、1073内1、1075-1、1076-1、1078内1、1079-1、1081-1、1082-1、1087内1、1091-2、1094-2、1094-4、1095-2、1096、1096-1、1098、1101-1、1101-2、1101-5、1102-1、1102-3、1104-1、1110-1、1112-3、1113、1118、1118内2、1118内3、1119-1、1119-3、1119-5、1120-1、1120-3、1122-1、1122-3、2697、2705-1、2705-7、2706-1から2706-3まで、2706-9から2706-11まで、2726-2、2726-3、2726-7、2727-7、2727-12から2727-15まで、2727-19、2728-4、2729-1、2729-4から2729-6まで、2730から2733まで、2730内2、2730内3、2732-1、2734-1、2734-2、2734-6、2734-7

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町矢原319、320、485、486、489-2、2372、2410-1、2432-4、2435、2435-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町矢原2732、320・2432-4・2435（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町矢原2421-3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町戸河内3141

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、昭和36年島根県教育委員会告示第4号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、平成30年文部科学省告示第207号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成30年11月16日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	指 定 解 除 年 月 日
考古資料	塩冶築山古墳出土品	1 括	出雲市大津町2760	出雲市	平成30年10月31日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第24号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
嘉戸隆後援会	品川 光博	嘉戸 清	邑智郡美郷町粕淵380-2	平成30年10月17日

島根県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年11月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
斎藤幸広後援会	斎藤 みどり	平成30年3月31日
柘植賢志後援会	柘植 賢志	平成30年9月25日
西村まこと後援会	西村 亮	平成29年12月31日
吉中力後援会	吉本 茂生	平成29年12月31日